



東北運輸局福島運輸支局  
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者会》

令和2年5月18日  
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

## いわき市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し輸 送施設の使用停止命令等を発しました。

令和元年6月28日及び同年7月8日に東北運輸局福島運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は輸送施設の使用停止命令等を発しましたのでお知らせします。

なお、命令書等の交付については、本日、当運輸支局において行いました。

### 記

#### 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社 ステージトラベル 代表取締役 坂本 英光  
(法人番号：1380002024371)  
いわき市鹿島町久保1丁目5-14

営業所：本社営業所  
いわき市勿来町白米林ノ中3

#### 2. 行政処分等年月日 令和2年5月11日

#### 3. 行政処分等の概要

##### (1) 事業用自動車の使用停止処分

令和2年5月18日から令和2年6月9日まで(4両×23日)

令和2年5月18日から令和2年6月10日まで(2両×24日)

##### (2) 文書警告

【裏面へ続く】

#### 4. 違反の概要

(1) 運賃料金変更事前届出違反

(道路運送法第9条の2第1項)

(2) 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反

(道路運送法第27条第3項)

①点呼の実施義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

②点呼の記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項)

③乗務員台帳の記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項)

④運転者に対する指導監督義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

⑤運転者に対する指導監督の記録義務違反

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

以 上

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門  
担当：木内、菅野

TEL：024-546-0345